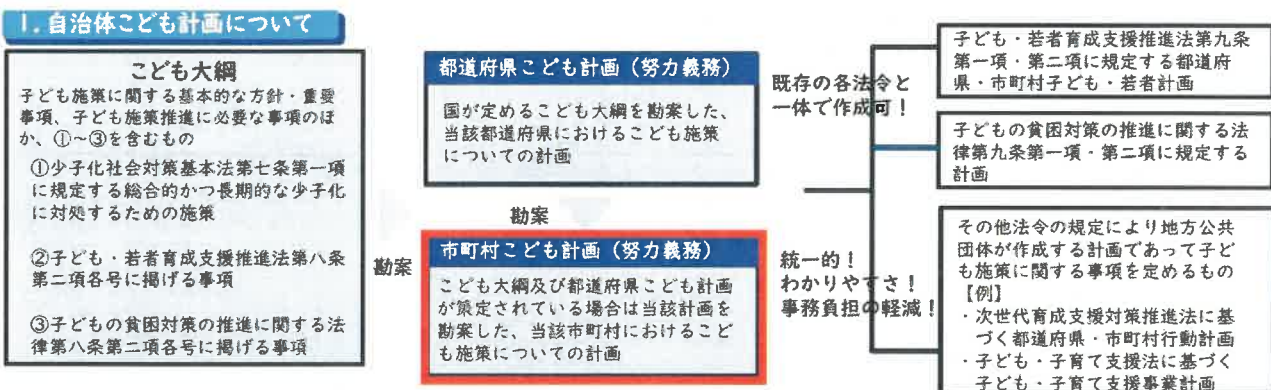


子ども基本法第10条第2項
市町村は、子ども大綱（及び都道府県子ども計画）を勘案して、当該市町村における子ども施策についての計画（市町村子ども計画）を定めるよう努めるものとする。

↓
子ども計画を策定することが市町村の努力義務に



2. 長岡市子ども計画（仮称）について

長岡市子育て・育ち“あい”プラン
(現計画期間：令和2年度～令和6年度)

- 子ども・子育てに関する施策を推進するための計画
- 次の法令等に基づく計画を一体的に策定
 - ・子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画
 - ・子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく計画
 - ・次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画 など

長岡市子ども計画（仮称）
(新計画期間：令和7年度～令和11年度)

- 子ども基本法に基づく「市町村子ども計画」として位置づけ
- 現行計画（長岡市子育て・育ち“あい”プラン）に「子ども・若者計画」、「少子化対策」を含めた計画として、一体的に整理

子ども計画策定に向けた意見聴取

子ども基本法第11条
国及び地方公共団体は、子ども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該子ども施策の対象となる子ども又は子どもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

↓
子ども計画策定のための調査及び意見聴取を実施

子ども基本法第2条
この法律において、「子ども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

↓
年齢規定がないため、子ども・若者計画の対象者（39歳まで）を調査の対象者として整理

調査項目	未就学児	小学生	中学生	高校生	若者
子ども・子育て支援に関するニーズ調査	保護者	保護者	本人	本人	
子どもの生活実態調査（子どもがいる世帯）	保護者	保護者	保護者	保護者	
若者意識調査（19～39歳）					本人
※子ども・若者計画の対象者	○	○	○	○	○

意見聴取方法	未就学児	小学生	中学生	高校生	19歳～39歳
児童クラブでの意見聴取（予定）		○			
長岡教育情報プラットフォーム「こめぶら」での意見聴取（予定）		○	○		